

**2010 年日本政府年次報告**  
**「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に  
関する条約(第182号)」**  
**(2008 年 6 月 1 日～2010 年 5 月 31 日)**

## 1. 質問 I について

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

## 2. 質問 II について

(1) 前回までの報告に変更又は追加すべき事項は以下のとおり。

〔第3条〕

第3条(d)について

「また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条第11項第2号及び第31条の3第2項第1号は、店舗型及び無店舗型性風俗特殊営業を営む者が、18歳未満の者を客に接する業務に従事させることを禁止している。」を、「また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条第12項第3号及び第31条の3第3項第1号は、店舗型及び無店舗型性風俗特殊営業を営む者が、18歳未満の者を客に接する業務に従事させることを禁止している。」に改める。

〔第4条〕

第4条2について

「船員労務官が船舶等に立ち入り帳簿書類等の検査、船舶所有者等に対し質問ができること(船員法第107条)、船員が、船員法、労働基準法(船員の労働関係について適用される部分に限る)又は船員法に基づいて発する命令の違反に関し、行政官庁、船員労務官又は船員労働委員会に申告することができること(同法第112条第1項)」を、「船員労務官が船舶等に立ち入り帳簿書類等の検査、船舶所有者等に対し質問ができること(船員法第107条)、船員が、船員法、労働基準法(船員の労働関係について適用される部分に限る)又は船員法に基づいて発する命令の違反に関し、行政官庁、船員労務官に申告することができること(同法第112条第1項)」に改める。

第4条3について

「また、船員法に関しては、船員労働委員会が毎月一回招集されており、船員法の施行又は改正に関し、必要があるときは審議が行われている。」を、「また、船員法に関しては、交通政策審議会が毎月一回招集されており、船員法の施行又は改正に関し、必要があるときは審議が行われている。」に改める。

〔第5条〕

「都道府県知事が、児童虐待が行われていると認めるとき等に、児童委員等をして、児童の住所、居所に立ち入り、必要な調査、質問をさせることができること(児童福祉法第29条、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項)、児童相談所が、家族その他のからの相談に応じ、児童及び家庭について、調査、判定を行い児童及び保護者に必要な指導を行うこと(児童福祉法第12条第2項)、市町村が児童の福祉に関する事項について、必要な指導を行うこと(児童福祉法第10条の2)」を「都道府県知事が、児童虐待が行われていると認めるとき等に、児童委員等をして、児童の住所、居所に立ち入り、必

要な調査、質問をさせることができること(児童福祉法第29条、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項)、児童相談所が、家族その他からの相談に応じ、児童及び家庭について、調査、判定を行い児童及び保護者に必要な指導を行うこと(児童福祉法第12条第2項)、市町村が児童の福祉に関する事項について、必要な指導を行うこと(児童福祉法第10条第1項)」に改める。

当条項の規定に準じて使用者・労働者の団体と行った協議について

「船員労務官制度については、これを定める船員法、船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の制定及び改正にあたり、船員関係公労使から構成される船員中央労働委員会において調査審議がなされているものである。」を「船員労務官制度については、これを定める船員法、船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の制定及び改正にあたり、船員関係公労使から構成される交通政策審議会において調査審議がなされているものである。」に改める。

#### 〔第7条〕

第7条2(c)について

「我が国においては、憲法第26条第2項において、国民が、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務があること及び義務教育が無償であることを規定し、教育基本法第5条第1項は、国民は、その保護する子に9年の普通教育を受けさせる義務を負うことを定め、第4項で国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育の授業料は徴収しないことを定めている。また、学校教育法第16条、第17条は、保護者等は子を小学校、中学校等に就学させる義務を負うことを定めており、これらの措置により「無償の基礎教育」の機会が確保されている。」を「我が国においては、憲法第26条第2項において、国民が、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務があること及び義務教育が無償であることを規定し、教育基本法第5条第1項においても、国民は、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負うことを定めるとともに、第4項では、国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育の授業料は徴収しないことを定めている。また、学校教育法第16条、第17条においては、保護者は、子に9年の普通教育を受けさせる義務及び小学校、中学校等に就学させる義務を負うことを定めており、これらの措置により「無償の基礎教育」の機会が確保されている。」に改める。

第7条2(e)について

前回までの報告中、文末に以下を追加する。

「さらに、2009年12月、国において、人身取引の巧妙化・潜在化に対応するため、被害者に対する法的援助や潜在的被害者に対する保護施策の周知、中長期的な保護施策に関する検討等を内容とする「人身取引対策行動計画2009」を決定した。また、2010年度より、婦人保護施設における人身取引被害者支援のための医療費や通訳・ケースワーカーの雇上げについて、予算措置を行っている。」

#### (2)2009年専門家委員会直接要請について

・第3条(a)

我が国は、2005年6月に刑法を改正し、人身取引等の罪を新設し、あるいは人身取引に関連する犯罪の法定刑を引き上げるなどして規制を強化した後、児童又は女性等に対する人身取引等の犯罪については、これら刑法上の罰則のほか、事案に応じて、いわゆる児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、売春防止法、職業安定法、出入国管

理及び難民認定法等の関係法令を積極的に適用し、この種事犯に対する厳正な処罰の実現に努めている。

また、警察は、特に未成年者に対する性的な侮辱に対して、次の関係法令により厳しい取り締まりを行っている。

違反		検挙件数		検挙人員数	
		2008	2009	2008	2009
(年)					
児童福祉法違反(淫行させる行為)		404	359	388	321
青少年保護育成条例違反(不適切な性交渉等)		1,716	1,644	1,383	1,232
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反		1,732	2,030	1,272	1,515
	児童買春事案	1,056	1,095	860	865
	児童ポルノ事案	676	935	412	650

また、我が国では、起訴件数等の統計は罪名別に行ってきたところ、2005年に人身取引関係の改正を行った後は、各罪名に含めて人身取引事案の統計をとっており、人身取引に該当する事案を抽出した起訴件数等の統計をとっていないため、人身取引事案全体の起訴件数を正確に示すことは困難である(なお、2005年以前は、2005年の法改正のため特別に統計をとっていた。)。人身取引に該当することが明らかな人身売買罪(刑法226条の2)についていえば、2009年に検察庁が受理した被疑者は8名であり、3名が同罪により起訴された。この3名は、有罪判決を受け、又は現在公判中である。刑法226条の2が新設されてから2009年までの間、検察官は、49名の被疑者を受理し、37名が起訴された。

#### ・第5条 監視の仕組(Monitoring mechanism)

##### 1. 労働監督機関及び海事監督機関

2009年1月1日から同年12月31日までの間の18歳に満たない者を危険有害業務に従事させることを禁止している労働基準法第62条の違反件数は26件である。満18歳に満たない者を坑内で労働させることを禁止している労働基準法第63条の違反件数は0件である。また、上記期間における労働基準法第62条を被疑条文として送検された件数は4件である。

2008年1月1日から2010年3月31日までの間の、年齢18歳未満の船員の危険な船内作業又は安全衛生上有害な作業に係る船員法第85条第2項違反処理件数は0件である。

#### ・第6条

##### 1. 児童労働を撤廃するための行動計画

青少年育成施策大綱では、青少年の被害防止・保護を図る観点から、児童買春・児童ポルノに係る各種取組を推進することとしている。具体的な取組としては、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、「出会い系サイト規制法」等に基づく施策が進められているところ。

警察庁では、青少年施策育成大綱に基づき、児童買春・児童ポルノ事犯の取締り及び被害児童支援を強力に推進しており、特に、児童ポルノ事犯については情勢が深刻化していることを踏まえ、平成21年6月に「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定し、児童ポルノ事犯の取締り、流通防止対策及び被害児童支援を施策の柱として総合的な対策を推進している。

2009年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」に基づき、2,030件、1,515人の被疑者を検挙し、1,294人の被害児童を保護した。

2008年に「出会い系サイト規制法」が改正されたことにより、2009年中の出会い系サイトに関係した児童買春・児童ポルノ法違反は398件で、前年と比べて203件(33.8%)減少した。

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」及び「出会い系サイト規制法」のうち、とりわけ「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」については、1999年に施行された後、年々起訴件数が増加し、2002年以降は、毎年1500件前後が同法違反で起訴され、厳正な処罰が行われており、この種事犯の撲滅に向けて有効に機能しているものと考えられる。

## 2. 人身取引行動計画

我が国は、18歳未満の児童を含む人身取引対策に関して、人身取引の防止・取締・被害者の保護に関する人身取引対策行動計画を策定し(2004年12月)、関係省庁が連携をとりながら取り組んできたところである。同計画に基づき、2005年6月には刑法を改正し(7月施行)、人身売買罪を新設するなどするとともに、出入国管理及び難民認定法を改正し(7月施行)、人身取引等の被害者については、売春等の業務に従事するなどしていても退去強制等の対象とならないようにするなど法整備を行った。また、人身取引の被害者である外国人女性が、風俗営業や性風俗関連特殊営業において売春の強要等の搾取を受けている状況に対処するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風俗営業適正化法」という。)を改正して(2005年10月成立、2006年5月施行)、人身売買罪等を風俗営業の許可の欠格事由に加えた。また、婦人相談所と児童相談所において、被害者に一時保護を提供し、NGOシェルター等へ適切に一時保護委託を実施するなど、被害者支援に取り組んでいる。

入国管理局が2005年の法改正以降保護又は帰国を支援した18歳未満の人身取引被害者は、2005年6名、2006年9名、2008年1名、2010年(5月末現在)1人であり、全員が入国管理法違反者であったため、全員に対し、在留特別許可している。

人身取引対策行動計画は、手口の巧妙化、被害者の潜在化という人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、2009年12月に改訂された。入国管理局では、出入国管理及び難民認定法を改正し(2009年7月成立2010年7月施行)、偽変造旅券や虚偽文書の作成・行使・所持・提供の教唆・幫助行為及び不法就労助長行為等を退去強制事由に加え、悪質なブローカーや雇用主の取締りを強化することとした。

・第7条第2項(b号) 児童を最悪の形態の児童労働から引き離し、社会復帰・統合させる直接の援助

2004年6月1日から2010年3月31日までの間の、児童相談所及び婦人相談所にお

ける満18歳に満たない人身取引被害者保護の実績は15名である(このうち、2008年6月1日以降、新たに保護された2名の被害者については、婦人相談所において保護を実施)。

2010年度より、婦人保護施設における人身取引被害者支援のための医療費や通訳・ケースワーカーの雇上げについて、予算措置を行っている。

なお、2009年の貴委員会からの直接要請に基づく回答ではないが、2005年の貴委員会からの直接要請への回答として、2006年の政府年次報告において、本条約第3条(a)項に関連し自衛隊生徒についての報告を行い、また、当該報告に関し、2008年の政府年次報告においても追加報告を行ったが、更に、以下を追加する。

「2007年4月をもって、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官たる自衛隊生徒の採用を終了し、陸上自衛隊の自衛隊生徒についても、2009年4月をもって採用を終了した。なお、自衛隊法及び関連法令の改正(別紙)により、2010年4月からは、自衛官は例外なく18歳以上の者から採用されることとなった。」

### 3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

### 4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

### 5. 質問Ⅴについて

2007年1月1日から2009年12月31日までの間の、満18歳に満たない者を危険有害業務に従事させることを禁止している労働基準法第62条の違反件数は72件(2007年29件、2008年26件、2009年17件)である。満18歳に満たない者を坑内で労働させることを禁止している労働基準法第63条の違反件数は0件である。

また、上記期間における労働基準法第62条を被疑条文として送検した件数は、8件(2007年2件、2008年4件、2009年2件)である。

2008年1月1日から2010年3月31日までの間の、年齢18歳未満の船員の危険な船内作業又は安全衛生上有害な作業に係る船員法第85条第2項違反処理件数は0件である。

2004年6月1日から2010年3月31日までの間の、児童相談所及び婦人相談所における満18歳に満たない人身取引被害者保護の実績は15名である(このうち、2008年6月1日以降、新たに保護された2名の被害者については、婦人相談所において保護を実施)。

### 6. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体)日本経済団体連合会

(労働者団体)日本労働組合総連合会

### 7. 質問Ⅶについて

特段報告すべき事項はない。

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（平成二十一年法律第四十九号による改正）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（自衛官の階級）</p> <p>第三十二条 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸将、陸将補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、准陸尉、陸曹長、一等陸曹、二等陸曹、三等陸曹、陸士長、一等陸士及び二等陸士とする。</p> <p>2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海将、海将補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、准海尉、海曹長、一等海曹、二等海曹、三等海曹、海士長、一等海士及び二等海士とする。</p> <p>3 航空自衛隊の自衛官の階級は、空将、空将補、一等空佐、二等空佐、三等空佐、一等空尉、二等空尉、三等空尉、准空尉、空曹長、一等空曹、二等空曹、三等空曹、空士長、一等空士及び二等空士とする。</p>	<p>（自衛官の階級）</p> <p>第三十二条 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸将、陸将補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、准陸尉、陸曹長、一等陸曹、二等陸曹、三等陸曹、陸士長、一等陸士、二等陸士及び三等陸士とする。</p> <p>2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海将、海将補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、准海尉、海曹長、一等海曹、二等海曹、三等海曹、海士長、一等海士、二等海士及び三等海士とする。</p> <p>3 航空自衛隊の自衛官の階級は、空将、空将補、一等空佐、二等空佐、三等空佐、一等空尉、二等空尉、三等空尉、准空尉、空曹長、一等空曹、二等空曹、三等空曹、空士長、一等空士、二等空士及び三等空士とする。</p>

改正後	改正前
<p>（自衛官の採用時の階級） 第二十四条（略）</p> <p>2 三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官（以下「幹部自衛官」という。）の候補者たる自衛官は陸曹長、海曹長又は空曹長に、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官は防衛大臣の定めるところにより二等陸士、二等海士又は二等空士にそれぞれ採用するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（年齢の範囲） 第二十五条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。</p> <p>一 二等陸士、二等海士又は二等空士 年齢十八歳以上二十七年未満</p> <p>二 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢二十二歳（防衛大臣</p>	<p>（自衛官の採用時の階級） 第二十四条（略）</p> <p>2 三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官（以下「幹部自衛官」という。）の候補者たる自衛官は陸曹長、海曹長又は空曹長に、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官は防衛大臣の定めるところにより二等陸士、二等海士又は二等空士にそれぞれ採用するものとする。ただし、<u>陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官のうち専ら教育訓練のみを受けるものは、防衛大臣の定めるところにより、三等陸士、三等海士又は三等空士にそれぞれ採用するものとする。</u></p> <p>3・4（略）</p> <p>（年齢の範囲） 第二十五条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。</p> <p>一 <u>三等陸士、三等海士又は三等空士 年齢十五歳以上十八歳未満</u></p> <p>二 二等陸士、二等海士又は二等空士 年齢十八歳以上二十七年未満</p> <p>三 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢二十二歳（防衛大臣</p>

が定める場合にあつては、十八歳以上で防衛大臣の定める年齢  
以上三十歳未満

が定める場合にあつては、十八歳以上で防衛大臣の定める年齢  
以上三十歳未満